

北九州市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書類

令和3年1月以降に終了した治療が対象となります。

以下の書類を準備し、申請期限までに各区役所「健康相談コーナー」に提出してください。
 (⑥⑨以外、原本での提出をお願いします。)

	提出が必要な方	提出書類
①	全員	北九州市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼同意書（様式第1号） このHPからダウンロードできます
②	全員	北九州市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号） このHPからダウンロードできます
③	全員	当該治療に係る領収書一式
④	全員	住民票（申請日から3か月以内に発行された続柄記載のもの） ※マイナンバーが記載されていないものを提出してください。 ※夫婦の一方が北九州市外にお住まいの場合は、その自治体の住民票を取得し提出してください。 【北九州市の発行場所】 ・各区市民課、出張所 ・行政サービスコーナー
⑤	全員 ※令和3年4月以降に申請の場合は不要	ご夫婦それぞれの令和2年度市県民税所得（課税）額証明書（平成31年1月から令和元年12月分の所得） ※夫婦の一方が北九州市外にお住まいの場合（課税基準日（R2年1月1日）に市外にお住まいの場合）は、その自治体の市県民税所得（課税）額証明書を取得し提出してください。 【北九州市の発行場所】 ・各市税事務所市民税課または税務課、出張所
⑥	全員	振込先の預金通帳等の写し（金融機関名、支店、口座番号、口座名義人が特定できるもの）
⑦	該当の方	戸籍謄本（申請日から3か月以内に発行されたもの） ※夫婦の住所が異なる方や事実婚の方等、住民票で夫婦の婚姻関係が確認できない場合は提出が必要です。 本籍地が北九州市外の場合、その自治体から取得し提出してください。 【北九州市の発行場所】 ・各区市民課、出張所 ・行政サービスコーナー
⑧	該当の方	申立書（下記に当てはまる場合は提出が必要です） ・事実婚の場合（様式第7号） ・住民票が市外であるが、北九州市に居住している場合 ・夫婦の一方が市外在住の場合 ・領収書の紛失 ※その他必要時に提出
⑨	該当の方	母子健康手帳または死産届の写し 妊娠12週以降に死産に至った方で、回数のリセットを希望される方は、母子健康手帳の「出産の状態」のページまたは死産届の写しが必要です。 ※ご準備が難しい場合は、ご相談ください。

※ 個別の事情に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。